

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

【概要】

- ・本医療費制度の助成対象としている、重度の身体・知的障害者に、令和2年8月診療分より、重度の精神障害者を加えるため改正するもの

1 本医療費制度（重心医療）とは

○重度の身体，知的障害者に対する
医療費助成制度（所得制限有）

※障害に起因する疾病以外の診療も助成対象

（例）心臓1級所持者が風邪や虫歯を医療機関で
治療した場合⇒対象

○県の補助事業(1/2補助)

○自己負担金

通院1回，入院1日あたり

市民税所得割課税世帯 300円(調剤は無料)

〃 非課税世帯 0円(〃)

○利用者数及び助成金額

4,506人（身体3,959人 知的547人）

636,131千円(令和2年3月末)

受給券見本

柏市重度心身障害者(児)医療費助成受給券									
公費負担者番号	8	1	1	2	1	0	9	7	
受給者番号	0	0	0	0	0	0	1		
対象者	住所	〒277-8505 柏市柏5-10-1							
	氏名	柏 太郎						男	
	生年月日	昭和52年9月28日							
有効期限	令和元年8月1日～令和2年7月31日								
自己負担金	通院	通院1回につき300円							
	入院	入院1日につき300円							
	保険調剤	無料							
	入院時食事療養費	全額自己負担							

医療機関に提示すれば
自己負担金のみで受診可能

2 制度改正の背景

三障害平等の観点から、精神障害者も他の障害に合わせ、対象にするよう県に要望（四州市(県・千葉市・船橋市・柏市)・近隣11市課長会議等で要望)
⇒県より精神障害者1級所持者を本医療費制度に加える方針が示され、
県補助要綱が改正された（令和2年4月改正，同年8月1日適用）

改正前

改正後（令和2年8月～）

重心医療

重度の 身体障害者(1・2級)
知的障害者(A相当)

重度の 身体障害者(1・2級)
知的障害者(A相当)

+

精神障害者(1級)

その他の医療

自立支援医療（国）

精神疾患の通院医療費が1割負担に軽減

精神障害者医療費（市単）

精神疾患の入院医療費の1/2を助成

※所得制限あり，65歳以上の新規
重度障害者は助成対象外

具体例① 精神1級の方が通院した場合

(1) 精神科に月1回通院

(2) 精神科以外の通院（風邪で内科）

現在

医療機関への支払い
医療費10,000円（10割負担）

本人1割負担（1,000円）
※自立支援医療適用時

医療機関への支払い
医療費10,000円（10割負担）

本人1割～3割負担（1,000円～3,000円）
※負担割合は保険種別による

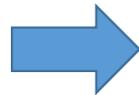
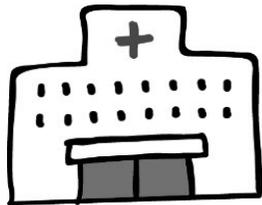
重心医療費
に移行

医療機関への支払い
精神科及び精神科以外でも
通院1回あたり
市民税所得割課税世帯 300円
// 非課税世帯 0円

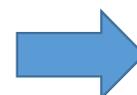
経済的負担軽減の
実現！

具体例② 精神1級の方が入院した場合

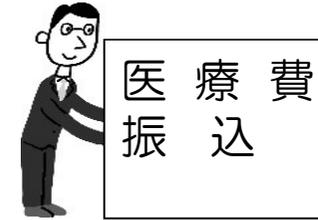
病院(精神科)に入院



診療日の翌月以降



申請日の翌月末以降



現在
精神
入院
費

医療機関への支払い
医療費100,000円(10割負担)
本人1割~3割負担
(10,000円~30,000円)
※負担割合は保険種別による

市役所に支給申請
→左記の場合
1/2(5,000~15,000円)
を申請

柏市から医療費支給
→左記例の場合
1/2相当額を助成

重心
移行
医療
費

医療機関への支払い
医療費100,000円(10割負担)
窓口負担は自己負担金のみ
例 自己負担金300円, 3日間入院の場合
→900円の自己負担のみ

受給券があれば。その後の手続きはなし!

現物給付により一時的な
経済負担が軽減!

3 事業費の見込み

173千円(1人あたりの年間医療費)×500人(精神1級の新規対象者)
=86,500千円

※令和2年度は年度途中の開始のため、事業費は半分(43,250千円)

4 他市の条例改正状況

県の補助要綱の改正(令和2年4月)を受け、令和2年8月の実施に向けて、県内市町村の多くが令和2年6月議会に上程予定。

5 周知方法

柏市ホームページ、広報かしわの他、精神障害者の方は、長期入院が多いため、医療機関を通じて周知も併せて行う